

太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

太田市長 清 水 聖 義

太田市規則第 4 6 号

太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則
の一部を改正する規則

太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（令和 5 年太田市規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条及び第 6 条を削り、第 7 条を第 5 条とし、第 8 条を第 6 条とする。

第 9 条第 3 項中「期末手当等支給規則」を「太田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成 1 7 年太田市規則第 6 7 号）」に改め、同条を第 7 条とする。

第 1 0 条を第 8 条とする。

別表中「第 9 条関係」を「第 7 条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。